

合併協議会だよりでは、今号から、新市の制度をお知らせしてまいりますので、大切に保存してご活用ください。

- 新市になると
- 住所表示の変更に伴う手続き
- 公立小中学校の名称

編集 / 発行

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会
 栃木市入舟町7番26号(栃木市役所内)
 TEL: 0282-21-2404 FAX: 0282-21-2407
 ホームページ: <http://www.totigi-gappei.jp/toft/>

新市になると

合併協議会等における協議結果をもとに定める新市の各種制度として、今号では、「税金」、「保育料」、「介護保険」、「上下水道料金」、「家庭ごみの収集」、「斎場の利用」、「消防団」についてお知らせします。

❖ 税金に関しては？

新市の市税等は次のとおりとなります。(納期については次ページの一覧参照)

個人市民税

税率：合併前後で変わりません。
 納期：大平町、藤岡町、都賀町の方は、普通徴収の納期に一部変更があります。
 なお、特別徴収は現行のとおりです。

固定資産税

税率：合併前後で変わりません。
 納期：栃木市、大平町、藤岡町の方は一部変更があります。
 ※平成22年度分は、合併前の旧市町ごとに納税通知書を作成し発送します。二つ以上の旧市町にそれぞれ固定資産をお持ちの方には、複数枚の通知書が届きます。

都市計画税

税率：合併前後で変わりません。
 ただし、5年以内に再編の予定です。
 納期：新市の固定資産税の納期と同様。
 ※課税区域は現行のとおりとなります。

法人市民税

税率、納期とも合併前後で変わりません。

軽自動車税

税率：大平町、藤岡町、都賀町の方は一部変更があります。(小型特殊自動車のみ)
 納期：合併前後で変わりません。

《新市の軽自動車税の税率》

◆原動機付自転車	
排気量50cc以下のもの	1,000円
二輪(排気量90cc以下)	1,200円
二輪(排気量125cc以下)	1,600円
三輪以上のもので排気量20ccを超えるもの(ミニカー)	2,500円
◆軽自動車	
二輪のもの(側車付のもの含む)	2,400円
三輪のもの	3,100円
四輪以上のもの	
乗用(営業用)	5,500円
" (家用)	7,200円
貨物(営業用)	3,000円
" (家用)	4,000円
◆小型特殊自動車	
農耕作業用	1,600円
その他のもの	4,700円
二輪の小型自動車	4,000円
※現在ご利用のナンバープレートは、そのままご利用いただけます。	

▶ 次ページに続きます。